

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

武雄市長 小松 政

市町村名 (市町村コード)	佐賀県武雄市 (41206)	
地域名 (地域内農業集落名)	若木町 (宿、黒岩、百堂原、原、下村、本部山中、皿宿、菅牟田、川内、永野、附防、上宿、川古山中、御所、中山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 12 月 19 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・若木町については、平野部は3つの集落営農組織、山間部については中山間直弘の集落協定を中心に米麦大豆の土地利用型農業が営まれている。
 ・地域の高齢化が進み、農業人口も減っている。将来の担い手の獲得が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・過去に圃場整備が実施された圃場については集落営農及び認定農業者で経営を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	384 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	384 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地の集積を行っている担い手の可能な範囲で、農地利用最適化推進委員とも調整し集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市、県、JAと相談体制を確立し、認定農業者や新規就農者の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策…国庫補助、市の補助を活用し、防護柵の設置などにより被害軽減につなげる。
- ⑦保全・管理等…多面的機能支払や中山間地域等直接支払の制度を利用した共同施設の保全管理に努める。
- ⑧農業用施設…日常的な点検を行い、その結果を取りまとめて優先順位を定め、たうえで各種事業を用いた長寿命化を検討していく。